



消費税・・・Q&A



消費税の納税義務者は、皆様ご存じの通り課税売上高が1,000万を超えた年度（基準期間）の2年後に申告が必要となります。

消費税の処理について・・・



まずは、税務署に届出書類の提出を・・・

消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が 1,000万超となったとき	速やかに
消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度を選択するとき	課税期間 初日の前日

※ 消費税の手続き・申告に関するご相談は事務局まで

○ 車の下取りはどうなるの？

《 Q 》 生花店を営んでいる事業所で、配達用に使用していた車を下取りに出して、新車を購入しました。新車代金は200万円、下取り価格50万円となり差引150万円支払いました。

申告に関するの注意点

《 A 》

新たに購入した車の車両価額 → **課税仕入** ※ 本則課税のみ
(但し、車両価額以外の諸経費のなかには、課税仕入れにならない経費もあります。)

下取りに出した車の売却 → **課税売上** ※ 本則課税・簡易課税とも課税

《 解説 》

車の購入と売却が一度に行われたこととなりますので、消費税はそれぞれの取引として判定します。下取りに出した車は通常の売上ではありませんが、

資産の売却ですので消費税の課税売上になります。

新車の購入は、資産の譲受けですから、仕入と同じように、課税仕入になります。

販売用商品以外の資産でも、事業用に使用している資産を売却すると → 消費税の課税対象
(但し、生活用に使用している資産（商売に関係ない資産）を売却した場合

→ 課税対象になりません

☆ ワンポイント ☆

簡易課税を選択している場合、事業に使用していた資産の売却の事業区分

➡ 第4種事業